

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備 考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては、40 デシベル以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

<環境基準の評価>

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

<環境基準の地域としての評価>

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対象市町(19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域
鹿屋市		第二種低層住居専用地域
枕崎市		田園住居地域
阿久根市		第一種中高層住居専用地域
出水市		第二種中高層住居専用地域
指宿市		
西之表市	B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域
垂水市		第二種住居地域
薩摩川内市		準住居地域
日置市		
曾於市	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域
霧島市		商業地域
いちき串木野市		準工業地域
南さつま市		
志布志市		工業地域

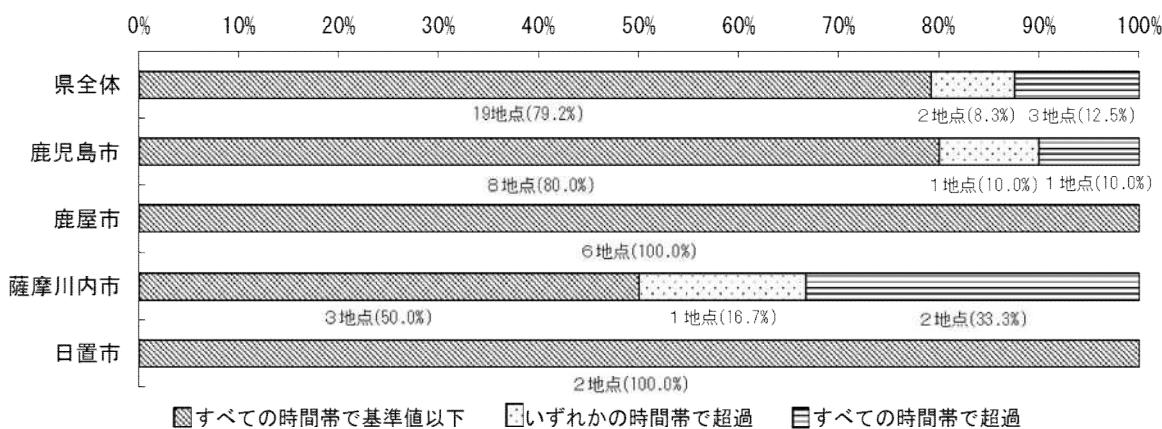
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

令和6年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

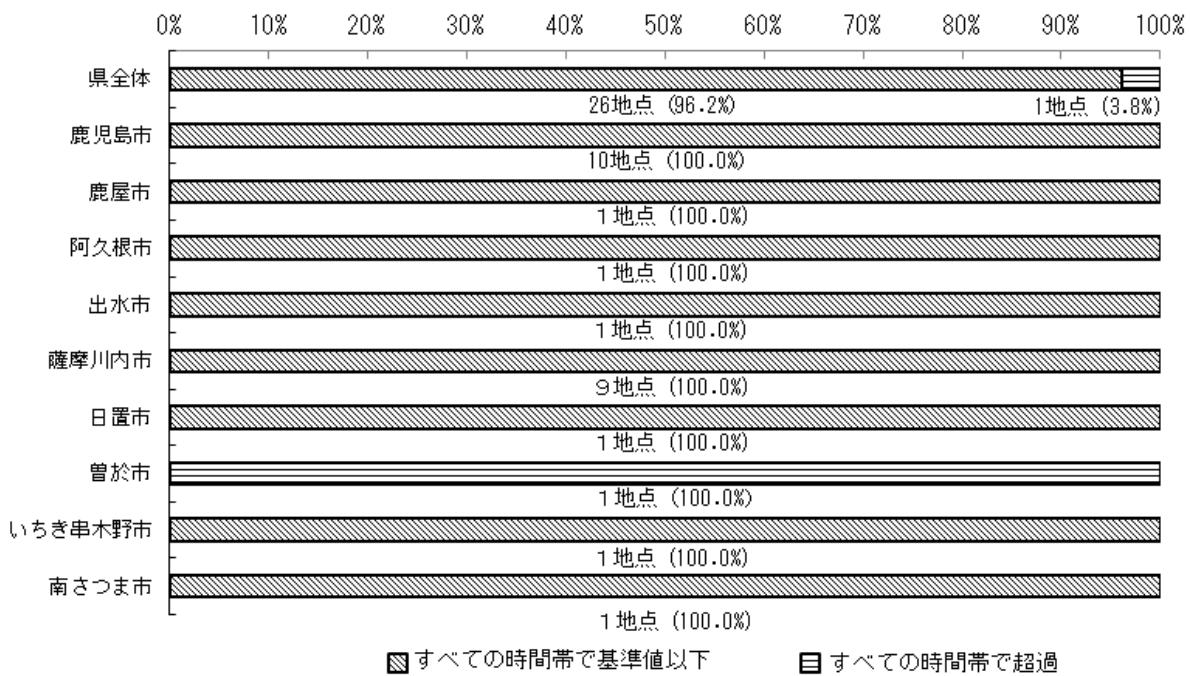
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（24 地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は 79.2%（19 地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は 8.3%（2 地点）であり、全ての時間帯で基準値を超過している地点は 12.5%（3 地点）であった。

（ア）騒音に係る環境基準（一般地域）の調査結果概要



(注) 本図のデータは、令和6年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

（イ）騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果＜点的評価＞概要



(注) 本図のデータは、令和6年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

（ウ）騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の調査結果＜面的評価＞概要

県が調査した肝付町ほか7町の計31区間（3,261戸）における環境基準（道路に面する地域）を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注) : 市は県とは別に調査を行っている。

工 調査結果の詳細

(ア) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）における騒音調査結果（市実施）

単位：デシベル

市 町 村	番 号	測定地点	用途 地域 (注)	環境 基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	大明丘3丁目	1低	A	R6.10.28	R6.10.29	51	38	55	45	○	○	○
	2	池之上町	2中	A	R6.10.28	R6.10.29	51	41	55	45	○	○	○
	3	原良7丁目	1低	A	R6.10.28	R6.10.29	47	38	55	45	○	○	○
	4	新屋敷町	近商	C	R6.10.28	R6.10.29	47	40	60	50	○	○	○
	5	武2丁目	1住	B	R6.10.28	R6.10.29	54	46	55	45	○	×	×
	6	上荒田町	1住	B	R6.10.28	R6.10.29	57	47	55	45	×	×	×
	7	錦江町	準工	C	R6.10.28	R6.10.29	56	48	60	50	○	○	○
	8	宇宿1丁目	1住	B	R6.10.28	R6.10.29	54	44	55	45	○	○	○
	9	三和町	2中	A	R6.10.28	R6.10.29	50	42	55	45	○	○	○
	10	坂之上7丁目	1低	A	R6.10.28	R6.10.29	45	41	55	45	○	○	○
鹿屋市	1	西原1丁目	1中	A	R6.11.19	R6.11.20	53	40	55	45	○	○	○
	2	新栄町	1住	B	R6.11.20	R6.11.21	51	39	55	45	○	○	○
	3	共栄町	商	C	R6.11.19	R6.11.20	53	44	60	50	○	○	○
	4	札元1丁目	1低	A	R6.11.19	R6.11.20	47	38	55	45	○	○	○
	5	白崎町	1住	B	R6.11.19	R6.11.20	51	39	55	45	○	○	○
	6	吾平町麓	商	C	R6.11.19	R6.11.20	51	41	60	50	○	○	○
薩摩川内市	1	御陵下町	1中	A	R6.11.13	R6.11.14	56	46	55	45	×	×	×
	2	宮内町	1住	B	R6.12.3	R6.12.4	53	48	55	45	○	×	×
	3	高城町	1住	B	R6.12.24	R6.12.25	61	53	55	45	×	×	×
	4	御陵下町	1住	B	R6.12.24	R6.12.25	50	41	55	45	○	○	○
	5	入来町副田	1住	B	R6.12.24	R6.12.25	45	39	55	45	○	○	○
	6	西開闢町	近商	C	R6.12.3	R6.12.4	51	40	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町妙円寺1丁目	1低	A	R6.11.14	R6.11.15	51	39	55	45	○	○	○
	2	伊集院町麦生田	1中	A	R6.11.14	R6.11.15	49	43	55	45	○	○	○

基準値		
昼間		夜間
A・B 類型		
C 類型		60
		50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低=第一種低層住居専用地域、2低=第二種低層住居専用地域、田=田園住居地域、

1中=第一種中高層住居専用地域、2中=第二種中高層住居専用地域、1住=第一種住居地域、

2住=第二種住居地域、準住=準住居地域、近商=近隣商業地域、商=商業地域、準工=準工業地域、工=工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価>（市実施）

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準類型	測定年月日		24h測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	九州縦貫自動車道鹿児島線	宮之浦町	下	○	4	未	B	R6.12.18	R6.12.19	○	68	61	70	65
	2	一般国道224号	桜島横山町	上	○	2	外	B	R6.12.18	R6.12.19	○	64	57	70	65
	3	鹿児島中央停車場線	加治屋町	上	○	6	商	C	R6.12.18	R6.12.19	○	66	62	70	65
	4	鹿児島蒲生線	大童町	上	○	4	近商	C	R6.12.18	R6.12.19	○	63	57	70	65
	5	鹿児島蒲生線	本名町	下	○	2	外	B	R6.12.18	R6.12.19	○	70	65	70	65
	6	桜島港黒神線	桜島小池町	上	○	2	外	B	R6.12.18	R6.12.19	○	64	54	70	65
	7	永吉入佐鹿児島線	春山町	下	○	2	準住	B	R6.12.18	R6.12.19	○	68	62	70	65
	8	永吉入佐鹿児島線	田上2丁目	上	○	2	準住	B	R6.12.18	R6.12.19	○	65	60	70	65
	9	喜入停車場線	喜入町	上	○	2	未	B	R6.12.18	R6.12.19	○	63	53	70	65
	10	草牟田城山線	城山町	下	○	4	1住	B	R6.11.21	R6.11.22	○	68	61	70	65
鹿屋市		国道269号	西原2丁目	上	○	2	1中	B	R6.10.18	R6.10.18		68	61	70	65
阿久根市		一般国道3号	塩浜町	上	○	2	準住	B	R7.2.13	R7.2.14	○	67	60	70	65
出水市		一般国道328号	向江町	上	○	2	2住	B	R7.1.16	R7.1.17	○	64	57	70	65
薩摩川内市	1	県道大小路・中郷線	大小路町	下		2	1住	B	R6.12.3	R6.12.4	○	61	53	65	60
	2	市道隈之城・高城線	東大小路町	下		2	2住	B	R6.10.21	R6.10.22	○	65	58	65	60
	3	市道向田・高城線	神田町	上		2	近商	C	R6.12.3	R6.12.4	○	65	57	65	60
	4	県道川内祁答院線	平佐町	上	○	2	1中	A	R6.12.3	R6.12.4	○	63	53	70	65
	5	一般国道3号線	御陵下町	上	○	4	近商	B	R6.10.21	R6.10.22	○	69	60	70	65
	6	一般国道267号線	国分寺町	上	○	2	準住	B	R6.12.24	R6.12.25	○	67	60	70	65
	7	一般国道3号線	上川内町	下	○	2	準工	C	R6.10.21	R6.10.22	○	69	60	70	65
	8	県道百次木場茶屋線	川永野町	上	○	2	未	-	R6.10.21	R6.10.22	○	67	59	70	65
	9	一般国道3号線	尾白江町	上	○	4	未	-	R6.10.21	R6.10.22	○	70	62	70	65
日置市		伊集院日吉線	伊集院町徳重2丁目	上	○	2	近商	C	R6.12.4	R6.12.5	○	68	60	70	65
曾於市		一般国道10号線	財部町南俣	上下		2	外	B	R6.11.11	R6.11.12	○	71	65	65	60
いちき串木野市		一般国道270号	大里	上	○	2	1住	B	R6.11.13	R6.11.14	○	60	57	70	65
南さつま市		鹿児島加世田線	加世田高橋	下	○	2	1住	B	R6.11.7	R6.11.8	○	65	55	70	65

(注1) 測定地点が上り車線であれば「上」、下り車線であれば「下」

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、田：田園住居地域、1中：第一種中高層住居専用地域、

2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：都市計画区域内の用途未指定地域、

外：都市計画区域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

(イ) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価> (県、市実施)

実施主体	区分		評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)							
					住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)					
					戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)	戸数(戸)					
県全体	道路種類別内の内訳	高速自動車国道	17.0	14	730	99.0%	99.0%	99.6%	258	97.3%	97.3%	98.8%	472					
						723	723	727										
		一般国道	280.7	187	26,390	95.1%	95.1%	96.8%	11,074	91.1%	91.1%	94.4%	15,298					
						25,086	25,102	25,536										
		県道	405.6	265	33,371	98.6%	98.9%	99.3%	14,234	98.6%	99.0%	99.3%	19,137					
						32,914	33,000	33,128										
	4車線以上の市町村道		21.5	20	13,814	99.8%	99.8%	99.9%	6,661	99.5%	99.7%	99.7%	7,153					
						13,782	13,790	13,794										
	合計		724.8	486	74,305	97.6%	97.7%	98.5%	32,227	96.2%	96.4%	97.7%	42,060					
					72,505	72,615	73,185		31,003	31,068	31,479		41,502					
県実施(町村の区域)	道路種類別内の内訳	一般国道	70.6	26	2,272	100.0%	100.0%	100.0%	949	100.0%	100.0%	100.0%	1,323					
						2,272	2,272	2,272										
		県道	24.5	5	989	100.0%	100.0%	100.0%	449	100.0%	100.0%	100.0%	540					
						989	989	989										
		合計		95.1	31	3,261	100.0%	100.0%	100.0%	1,398	100.0%	100.0%	100.0%	1,863				
	鹿児島市	高速自動車国道	17.0	14	730	99.0%	99.0%	99.6%	258	97.3%	97.3%	98.8%	472					
						723	723	727										
		一般国道	101.2	75	15,137	91.9%	92.0%	94.7%	6,836	85.9%	85.9%	91.0%	8,301					
						13,911	13,921	14,341										
		県道	275.5	180	27,466	98.8%	99.1%	99.1%	11,706	98.8%	99.2%	99.1%	15,760					
						27,138	27,224	27,227										
鹿屋市	鹿屋市	4車線以上の市町村道	21.5	20	13,814	99.8%	99.8%	99.9%	6,661	99.5%	99.7%	99.7%	7,153					
						13,782	13,790	13,794										
		合計		415.2	289	57,147	97.2%	97.4%	98.1%	25,461	95.5%	95.7%	97.1%	31,686				
		道路種類別内の内訳	一般国道	1.9	1	266	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	181				
						266	266	266										
	枕崎市	合計	1.9	1	266	100.0%	100.0%	100.0%	85	100.0%	100.0%	100.0%	181					
						266	266	266										
		道路種類別内の内訳	一般国道	2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215				
						319	319	319										
		合計		2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215				
阿久根市	阿久根市	一般国道	10.7	5	424	100.0%	100.0%	100.0%	149	100.0%	100.0%	100.0%	275					
						424	424	424										
		県道	20.8	9	926	100.0%	100.0%	100.0%	444	100.0%	100.0%	100.0%	482					
						926	926	926										
		合計		31.5	14	1,350	100.0%	100.0%	100.0%	593	100.0%	100.0%	100.0%	757				
	出水市	道路種類別内の内訳	一般国道	9.4	6	685	99.4%	99.9%	99.4%	276	98.9%	100.0%	98.9%	409				
							681	684	681									
		県道	3.7	5	258	100.0%	100.0%	100.0%	101	100.0%	100.0%	100.0%	157					
						258	258	258										
		合計		13.1	11	943	99.6%	99.9%	99.6%	377	99.2%	100.0%	99.2%	566				
指宿市	指宿市	道路種類別内の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177				
							263	263	278									
		合計					94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177				
							263	263	278									
		道路種類別別の内訳	一般国道	2.2	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190				
							344	344	344									
	垂水市	合計	2.2	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190					
						344	344	344										
		道路種類別別の内訳	県道	1.5	1	172	100.0%	100.0%	100.0%	66	100.0%	100.0%	100.0%	106				
							172	172	172									
		合計		1.5	1	172	100.0%	100.0%	100.0%	66	100.0%	100.0%	100.0%	106				
				172	172	172		66	66	66	106							

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)			
					住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	101	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%
						205	205	205		101	101	101		104	104	104
	合計		1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	101	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%
						205	205	205		101	101	101		104	104	104
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.3	22	1,025	98.5%	98.5%	98.5%	423	100.0%	100.0%	100.0%	602	97.5%	97.5%	97.5%
						1,010	1,010	1,010		423	423	423		587	587	587
	県道		15.2	17	818	90.3%	90.3%	99.5%	342	83.6%	83.6%	100.0%	476	95.2%	95.2%	99.2%
						739	739	814		342	286	286		453	453	472
	合計		38.5	39	1,843	94.9%	94.9%	99.0%	765	92.7%	92.7%	100.0%	1,078	96.5%	96.5%	98.2%
						1,749	1,749	1,824		765	709	709		1,040	1,040	1,059
曽於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.3	11	569	97.0%	97.0%	97.9%	182	98.4%	98.4%	100.0%	387	96.4%	96.4%	96.9%
						552	552	557		182	179	179		373	373	375
	県道		29.7	21	785	100.0%	100.0%	100.0%	355	100.0%	100.0%	100.0%	430	100.0%	100.0%	100.0%
						785	785	785		355	355	355		430	430	430
	合計		46.0	32	1,354	98.7%	98.7%	99.1%	537	99.4%	99.4%	100.0%	817	98.3%	98.3%	98.5%
						1,337	1,337	1,342		537	534	534		803	803	805
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	6.0	4	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%
						959	960	959		191	191	191		768	769	768
	合計		6.0	4	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%
						959	960	959		191	191	191		768	769	768
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.8	15	1,126	99.6%	99.8%	99.6%	369	98.9%	99.5%	98.9%	757	100.0%	100.0%	100.0%
						1,122	1,124	1,122		369	365	367		757	757	757
	県道		14.4	13	579	100.0%	100.0%	100.0%	257	100.0%	100.0%	100.0%	322	100.0%	100.0%	100.0%
						579	579	579		257	257	257		322	322	322
	合計		32.2	28	1,705	99.8%	99.9%	99.8%	626	99.4%	99.7%	99.4%	1,079	100.0%	100.0%	100.0%
						1,701	1,703	1,701		626	622	624		1,079	1,079	1,079
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.9	7	801	100.0%	100.0%	100.0%	343	100.0%	100.0%	100.0%	458	100.0%	100.0%	100.0%
						801	801	801		343	343	343		458	458	458
	県道		11.5	6	531	100.0%	100.0%	100.0%	198	100.0%	100.0%	100.0%	333	100.0%	100.0%	100.0%
						531	531	531		198	198	198		333	333	333
	合計		20.4	13	1,332	100.0%	100.0%	100.0%	541	100.0%	100.0%	100.0%	791	100.0%	100.0%	100.0%
						1,332	1,332	1,332		541	541	541		791	791	791
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
						1,421	1,421	1,421		582	582	582		839	839	839
	県道		0.4	1	413	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	235	100.0%	100.0%	100.0%
						413	413	413		178	178	178		235	235	235
	合計		3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%
						1,834	1,834	1,834		760	760	760		1,074	1,074	1,074
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.6	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	135	100.0%	100.0%	100.0%
						211	211	211		76	76	76		135	135	135
	県道		0.6	1	116	56.9%	56.9%	100.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	116	56.9%	56.9%	100.0%
						66	66	116		0	0	0		66	66	116
	合計		3.2	5	327	84.7%	84.7%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	251	80.1%	80.1%	100.0%
						277	277	327		76	76	76		201	201	251
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	1.5	1	343	94.8%	94.8%	94.8%	153	100.0%	100.0%	100.0%	172	100.0%	100.0%	100.0%
						325	325	325		153	153	153		172	172	172
	合計		1.5	1	343	94.8%	94.8%	94.8%	153	100.0%	100.0%	100.0%	172	100.0%	100.0%	100.0%
						325	325	325		153	153	153		172	172	172
	道路種類別の内訳	県道	7.8	6	318	100.0%	100.0%	100.0%	138	100.0%	100.0%	100.0%	180	100.0%	100.0%	100.0%
						318	318	318		138	138	138		180	180	180
姶良市	合計		7.8	6	318	100.0%	100.0%	100.0%	138	100.0%	100.0%	100.0%	180	100.0%	100.0%	100.0%
						318	318	318		138	138	138		180	180	180

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりである。

区域の区分	指 定 地 域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域